

< 学校感染症による出席停止について > (R5. 5. 8~)
石橋高校 保健室

学校感染症および出席停止の基準一覧 学校保健安全法施行規則第十八条

感染症の種類	対象疾病	考え方	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス) 鳥インフルエンザ(H5N1ウイルス)	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症、および指定感染症	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1を除く) 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫感染をする感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの	○発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで ○インフルエンザ:発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで ○百日咳:特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ○麻しん:解熱後3日を経過するまで ○流行性耳下腺炎:耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ○風しん:発しんが消失するまで ○水痘:すべての発しんが痂皮化するまで ○咽頭結膜熱:主要症状が消退した後2日を経過するまで ○結核及び髄膜炎菌性髄膜炎にかかった者については、病状により学校医、その他の医師において感染の疑いのおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	感染症のうち、学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

○上の表の疾病にかかっている疑いがある場合、速やかに医療機関にかかるようご指導ください。

○上記学校感染症に罹患している、またはその疑いのあると医療機関で診断された場合は、出席停止となりますので、保護者による「学校感染症に関する登校申出書」を提出してください。登校申出書は、本校HPに記載されているほか、保健室に様式があります。